

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇ 告 示

身体障害者福祉法による医師の指定

目 次

保険医療機関等の指定

保険薬剤師の登録

結核病検査の実施

ブルセラ病検査等の実施

保安林の指定の解除

解除予定の保安林

土地改良区の役員のが就退任

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選 管 告 示

個人演説会を開催することができるとの施設を指定した旨の報告

告 示

鳥取県告示第二百十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先
外 科	瀧 田 昌 弘	米子市車尾二二九三番地の一 国立米子病院
眼 科	恩 田 健 史	米子市西町三六番地の一 鳥取大学医学部附属病院
"	藤 永 豊	"
"	田 中 一 徳	"
内 科	南 家 邦 夫	境港市米川町四四番地 鳥取県済生会境港病院
耳鼻咽喉科	鈴 木 健 男	"

鳥取県告示第二百十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	昭和五十四年三月十四日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	昭和五十四年三月一日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	"
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県職員会館内	"
広戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	"
アド調剤薬局	米子市東町三五	"
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和五十四年三月十四日
岡本歯科医院	倉吉市福山一三五	昭和五十四年三月三日
岡本歯科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十四年三月一日

鳥取県告示第二百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中原 博子	鳥業第三九三号	昭和五十四年二月二十三日

鳥取県告示第二百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 実施の目的
結核病予防のため
- 二 実施する区域
米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一

施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第二百十七号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査及び腐蛆病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病及び腐蛆病^そ予防のため

二 実施する区域

1 ブルセラ病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査及び腐蛆病^そ検査

県下全域

2 結核病検査

県下全域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 次に掲げる区域において搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、倉吉市、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、郡家町、鹿野町、気高町、福部村、泊村、羽合町、関金町、赤碕町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、江府町、日野町及び日南町

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

境港市、岩美町、国府町、河原町、船岡町、青谷町、東郷町、三朝町、北条町、大栄町、東伯町、会見町、西伯町及び溝口町

2 結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

1 の(一)に掲げる区域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

(二) 次に掲げる区域において搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

- 1の(二)に掲げる区域
- 3 ニューカッスル病検査
鶏
- 4 ひな白痢検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- 5 マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- 6 腐蛆病検査
みつばち
- 四 実施の期日
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
 - 1 ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
 - 2 結核病検査
ツベルクリン皮内反応
 - 3 ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
 - 4 ひな白痢検査
ひな白痢急速凝集反応
 - 5 マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
 - 6 腐蛆病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市河崎字大水落沖三三三八の二、三三三九（以上二筆について、

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

保健衛生施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字東浜一九一九、字大西浜一三八〇の四、一三八〇の五、一三八〇の一六二(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大栄町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	梅津義親	東伯郡大栄町大字大谷一四五二
"	福光虎之助	" " 島七四六
"	河本幹	" " 亀谷二四二

監事	谷岡良夫	東伯町大字槻下六九二
"	森本健太郎	大栄町大字大谷一八三の一
"	山下理	一五〇〇
"	塚本富秋	一四九九一二
"	三浦益雄	二一一二一一七六
"	中波正憲	妻波一二三七
"	吉田明嗣	一二六九
"	浜坂進	一二〇三
"	田村淳之助	七二九の一
"	遠藤茂	由良宿一五七一
"	佐伯敏夫	一七八二
"	桑本多喜雄	一三三二
"	徳田登	大谷一八一八の六
"	内川勇	妻波一七二〇
"	田中安太郎	一三九六一五
"	南場喜一郎	六尾三三六
"	油本登	四一〇
"	生原敏夫	瀬戸三七九一一
"	田中文雄	西穂波一一七
"	福田美之利	島七〇八
"	遠藤国雄	亀谷一〇九二
"	津川隆	三八二一一
"	田中千蔵	東伯町大字下伊勢五五八
"	山田正儀	大栄町大字妻波一二六四

山田 勇太郎	龜谷六二〇、二二	理事	山田 勇太郎
宮脇 愛之介	瀬戸四一四	理事	宮脇 愛之介
齊尾 俊一	下種五一〇	理事	齊尾 俊一
河上 樹雄	上種二二二、二三	理事	河上 樹雄
福田 理	下種四五二、一	理事	福田 理
徳山 清	岩坪一六二	理事	徳山 清
長谷川 清太郎	西高尾八四七の四〇	理事	長谷川 清太郎
杉谷 正幸	四八三、一二	理事	杉谷 正幸
任期満了により退任			
大栄町土地改良区			
就任した役員の名及び住所			
理事 梅津 義親	東伯郡大栄町大字大谷一四五二		
福光 虎之助	島七四六		
河本 幹	龜谷二四二		
谷岡 良夫	東伯町大字槻下六九二		
桑本 多喜雄	大栄町大字由良宿一三二		
遠藤 茂	一五七一		
佐伯 敏夫	一七八二		
田中 千蔵	東伯町大字下伊勢五五八		
森本 健太郎	大栄町大字大谷二二八三の一		
塚本 富秋	一四九九、一二		
山下 理	一五〇〇		
三浦 益雄	二二二、一七六		

濱坂 進	大栄町大字妻波一二〇三	濱坂 進
田淵 勝	一二八〇	田淵 勝
中波 正憲	一二三七	中波 正憲
吉田 明嗣	一二六九	吉田 明嗣
南場 喜一郎	六尾三三六	南場 喜一郎
油本 登	四一〇	油本 登
生原 敏夫	瀬戸三七九、一	生原 敏夫
田中文雄	西穂波一一七	田中文雄
福田 美之利	島七〇八	福田 美之利
津川 隆	龜谷三八二、一	津川 隆
遠藤 国雄	九四九の五	遠藤 国雄
加藤 収	妻波一三九八	加藤 収
坂田 勇	一七九〇、一	坂田 勇
内川 勇	一七二〇	内川 勇
福田 理	下種四五二、一	福田 理
斉尾 俊一	五一〇	斉尾 俊一
横山 博	上種二〇六	横山 博
徳山 清	岩坪一六二	徳山 清
長谷川 清太郎	西高尾八四七の四〇	長谷川 清太郎
杉谷 正幸	四八三、一二	杉谷 正幸
山田 正儀	妻波一二六四	山田 正儀
山本 勇太郎	龜谷六二〇、一二	山本 勇太郎
宮脇 愛之介	瀬戸四一四	宮脇 愛之介

昭和五十四年二月三日開催の臨時総代会において、総選挙の結果当選し、

二月十四日就任 任期四年

湖山町沖代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	山根 幸一	鳥取市湖山町一五八一
"	杉田 光好	一二四二
"	景井 定一	六〇七
"	星見 安春	五六一
"	尾崎 定雄	六二一
"	影井 清治	一五三六
"	奥村 藤吉	一五八一
"	景井 義昭	一四一一
"	飴野 久嘉	一四〇五
"	木下 竹蔵	一二四五
"	星見 義治	一四四三
監事	星見 芳治	六五一
"	小山 徳治	一五五〇
"	上山 吉次郎	一四一三
"	村上 虎蔵	一一四二

任期満了により退任

湖山町沖代土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 奥村上 美佐雄 鳥取市湖山町北一丁目五〇五

杉田 久夫 北六丁目六〇六

木下 竹蔵 北二丁目二七五

田中 芳晴 北六丁目二八四

星見 安春 南二丁目八八〇

中川 吉太郎 南二丁目三八八

木下 正 北二丁目二九六

田中正男 北二丁目六三八

松本 仁司 北六丁目一四五

山本 一男 東二丁目七三六

村山 洋一 北六丁目六五八

吉田 信義 北二丁目二二四

溝口 賢一 北二丁目三三三

本庄 明 北二丁目二四二

星見 幸太郎 北二丁目六七二

湖山町上代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥村 秀治 鳥取市湖山町五九七

" 中瀬 政治 六六七

" 村上 和夫 五三三

" 山下 富蔵 一九三四

" 山根 辰治 四九四

昭和五十四年二月四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、二月十三日就任 任期二年

尾崎 永治 六四九
 山根 松治 五六〇
 影井 秀雄 六二四
 川口 恒治 六一八
 影井 光秋 六五八
 監事 秋本 茂房 五三九
 山下 末吉 一六二二
 中瀬 善平 五六二
 川口 藤十郎 五一五

任期満了により退任

湖山町上代土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

理事 中瀬 政治 鳥取市湖山町南一丁目一六九 三〇八
 中瀬 直行 二四一
 尾崎 孝明 一二五
 川崎 幸太郎 五〇五
 田中 勇 三〇七
 村上 三郎 三五一
 影井 定一 三二五
 上田 政美 一四九
 影井 光秋 二三五
 小坂 房治 一六一

監事 河島 管治 三三二
 山根 辰治 四七四
 景井 萬蔵 二二七
 川口 文三郎 三八九

昭和五十四年二月四日開催の臨時総合において総選挙の結果当選し、二月十三日就任 任期二年

湖山町下代土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所

理事 卯上 宣夫 鳥取市湖山町一五五六 一五八一
 山根 幸一 一五八一
 森本 繁行 一五一一
 山根 清治 一三五八
 山根 菊治 一三五五
 小泉 幸治 一三六三
 奥村上 美佐雄 一三九九
 飴野 久嘉 一四〇五
 木下 竹蔵 一二四五
 山下一二 一一四三
 村山 善次郎 一四二二
 星見 芳治 六五一
 杉田 光好 一二四二
 影井 政一 五二一
 山下 末吉 一六二二

任期満了により退任

湖山町下代土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	鮎野久嘉	鳥取市湖山町北二丁目二四二
"	村山善次郎	一三一
"	溝口賢一	三五三
"	奥村上美佐雄	五〇五
"	村上憲太郎	北六丁目一〇
"	村山良雄	一三五
"	山根寿雄	北二丁目六四四
"	小泉義雄	二四四
"	山本裕	三九三
"	山本虎雄	一一二
"	松本勇美	六二四
監事	大西吉正	北六丁目二八九
"	森本繁行	南一丁目六九八
"	山根菊治	北一丁目三六二
"	山下一二	北六丁目一二二

昭和五十四年二月四日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、二月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第二百二十一号

昭和五十三年十二月二十日付けで青谷町から申請のあつた土地改良(下善田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

昭和五十四年一月二十二日付けで名和町から申請のあつた土地改良(福田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十三号

昭和五十三年十月二十日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（池ノ内地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

昭和五十四年二月二十六日付けで日南町から申請のあつた土地改良（茶屋笠木地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十五号

昭和五十四年一月十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(高住地区農地開発)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所の所在地

鳥取市東町二丁目二七一番地

三 事業施行期間

第三工区

変更前	変更後
昭和四十七年三月二十四日から昭和五十四年三月三十一日まで	昭和四十七年三月二十四日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 施行地区

第三工区

米子市青木字上官ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字无ヶ谷峯、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下、字宮ノ峯及び字宮ノ前の各

一部、諏訪字後谷及び字下ノ野ノ下モの各一部、福市字青木平の一部並びに永江の一部

五 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

六 事業年度

変更前	変更後
昭和四十六年度から昭和五十三年度まで	昭和四十六年度から昭和五十四年度まで

七 公告の方法

鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十四年三月五日

鳥取県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下

水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年九月十一日 鳥取県指令受都計第九十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町北山四八番地

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

赤碕町選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

赤碕町農村環境改善センター 赤碕町大字佐崎一二番地一